

LPガスの訪問勧誘を受けた場合のご確認。 勧誘を受けたら内容を十分に確認しましょう。

社名・名前・身分を確認しましょう。

勧誘員の会社がLPガス販売のための登録をしている会社かどうかを確認してみましょう。
(各都道府県のエルピーガスお客様相談窓口にお問い合わせください。)

大幅に安い料金の場合は注意が必要です。

安値やサービスがいつまで保証されるか確認しましょう
料金表の発行など情報提供サービスも確認しましょう

安全管理体制を確認しましょう。

ガス漏れなど緊急時に迅速に対応できますか。
供給設備、消費設備の点検、調査は確実ですか。

実際にLPガスを納入する会社を確認しましょう。

訪問員が全く別の会社の場合もあります。
実際に納入する事業者名を確かめましょう。

委任状にハンコを押す前に、今一度検討しましょう。

ハンコを押す前に、契約内容をよく確認しましょう。

契約しない場合は**ハッキリと断り**ましょう。

あいまいな態度でなく、明確に断ることが有効です。

解約手続きをするときは**現在の販売店にご自身で連絡**しましょう。

契約解除をするときは、まず現在の販売店に連絡を。
(契約した本人がご自身で連絡しましょう。)

契約・解約の手数料を得るだけで、ガスの販売を行わず、
保安義務も負わない勧誘業者もいます。

国からもLPガスの事業団体に、トラブル防止
への一層の努力を促す文書が出されています。

特定商取引法(旧訪問販売法)が改正されます。

消費者が販売店と結ぶLPガスの契約について、特定商取引法という法律の改定により、勧誘が規制され、これまで以上に消費者が保護されるようになります。

特定商取引法(旧訪問販売法)は、これまで指定された商品のみ規制対象でしたが、平成21年中に原則全商品に適用となり、LPガスの訪問販売についても対象となり保護されるようになります。

勧誘の際の改善点

勧誘に先立ち、次のことが明らかにされます。

事業者名
商品
勧誘が目的であること

事実でないことを伝えたり、重要事項を伝えないことが禁止されます。

販売価格
代金支払時期
支払い方法 など

しつこく勧誘されることはなくなります。

契約しないと返事すれば、その後の勧誘は禁止されます。

契約した場合の救済

一定期間は解約できます。

一定時間(訪問販売の場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日間)は解約できるクーリング・オフ制度があります。

受けた説明と事実とが違えば、契約を取り消すことができます。

クーリング・オフ期間が過ぎても、説明と事実とが違っていることを知ってから6ヶ月間は契約を取り消すことができます。

この場合、説明のどこに問題があったかをきちんと指摘する必要があります。(契約時の資料やメモは大切に保管しましょう)

特定商取引法とは

特定商取引法(旧訪問販売法)は、訪問販売、通信販売など、消費者がトラブルに巻き込まれやすい取引を対象に、事業者が守らなくてはならないルールと、一定の期間消費者が解約できるクーリング・オフ制度などの消費者を守るルールを定めています。

これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為を防止するなど適切な取引を推進し、消費者の利益を守る為の法律です。

訪問販売の業者が守るべきルール

最初に氏名や勧誘目的などを明らかにする

事実でないことを伝えたり、**重要事項(販売価格、代金支払時期、支払い方法など)**を知らせないことの禁止

消費者が勧誘を断った場合は、再度勧誘するのは禁止

などがあり、事業者に違反のあった場合は、改善の指示や業務停止処分罰則などが科せられます。

現在の規制

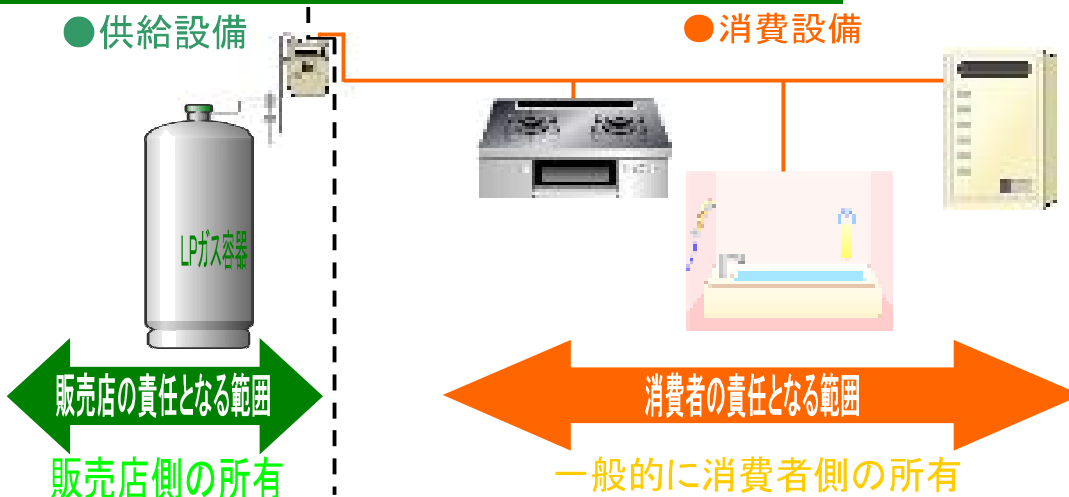
都道府県及び主な都市には特定商取引法と同様の内容の条例が「消費者生活条例」などとして制定されており、LPガスもその対象となっています。指導や勧告、事業者名の公表等で規制しています。

販売店を変更する際のご注意

配管の所有者はだれですか？確認してみましょう。

販売店を替えたり、オール電化に変えようとする場合、現在の販売店から配管代を請求されることがあります。

一般的な設備の所有区分と管理責任 (メーター販売の場合)



解約する場合の消費者の配管支払等について

			供給設備	消費設備
内容を明記した書面・契約書の有無	ある	配管所有権が明記されてる場合	契約内容により費用負担が発生する場合有り	販売店の所有であれば費用負担あり
		配管所有権が明記されてない場合	費用負担無し	費用負担無し
	ない	配管所有権が不明の場合	費用負担無し	費用負担無し

元の販売店との書面を確認しましょう。

契約時、料金や解約時のトラブルを防ぐために現在の契約内容を確認してみましょう。

書面は必ず交付されるもの。

販売店とお客様との間で新たなLPガス購入契約を結ばれる際には販売店側から、料金構成や設備の所有権などについてわかりやすく書かれた書面を交付するよう「液石法」第14条により義務付けられています。

販売店を替える際には、現販売店から書面に目を通し、設備の所有関係を、よくご確認下さい。

交付書面の主な内容

- 料金 (A) 料金の内訳(基本料金、従量料金など)
- (B) 料金の考え方(基本料金や従量料金には何が含まれるかなど)

設備の所有関係(設備のうち、どれが販売店所有で、どれがお客様所有か)

設備、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

お客様、販売店、保安機関の保安(安全)上の責任分担

など

解約による設備の取外しについて

解約手続きはご自身で

新しい販売店に替えたり、オール電化に替えようとする場合、現在の販売店に解約の連絡をしましょう。行き違いからトラブルが生じるケースもありますので、できればご自身でしっかりと連絡を！

現販売店の所有する供給設備(ボンベ・配管・メーターなど)を勝手に取り外してしまう事例があります。

解約の際の3ヵ条

ご連絡はご自身で！

意思表示をハッキリと！

解約費用の確認を！

LPガス設備(容器等)の取外しには専門の資格が必要です。